

横発委第 122 号  
令和6年3月13日

横手市議会議長 小野 正伸 様

大森浄化センター整備事業に関する  
調査特別委員長 菅原 正志  
(公印省略)

## 大森浄化センター整備事業に関する調査権等の委任申出書

下記により、地方自治法第 100 条の調査権限等について当委員会へ委任されるよう申し出ます。

### 1 調査事項

(1) 大森浄化センター整備に関する事業にかかる事項について

### 2 調査権限の委任

1 に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項の規定による選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限、同条第 10 項の規定による団体等に対し照会をし又は記録の送付を求める権限並びに第 98 条第 1 項の規定による検査権限の委任

### 3 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、5 万円以内とする

### 4 調査期限

当委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる